

令和元年 6 月市議会 教育厚生委員会資料

第 8 1 号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1～2
2 施設の概要	2～6
3 指定管理者制度の導入について	6
4 指定管理者制度導入までのスケジュール	7
5 長崎市公民館条例新旧対照表	8～14

参考資料

長崎市北公民館と長崎市チトセピアホールとの一体的な管理について	15
---------------------------------	----

教育委員会
令和元年 6 月

1 条例改正案の概要

(1) 目的

近年、新たな現代的課題や地域課題が増大し、その課題解決のための市民の学習活動ニーズも多様化している。そのニーズに応えるためには、行政がリードしながらも、行政にはない民間事業者の人材、情報、ノウハウを活かしていくことが有効である。

さらなる社会教育の発展につなぐため、市民が気軽に集まりやすい場所に立地している北公民館に民間の視点や発想による柔軟で新たな事業展開をしていくことが期待される指定管理者制度を導入したい。

(2) 改正の内容

ア 北公民館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（指定管理者）に行わせる。（第4条第1項）

指定に当たっては、公募の方法によりこれを行う。（第4条第2項）

公募にあたっては、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。（第4条第4項）

(ア) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(イ) 北公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 北公民館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(エ) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件

イ 指定管理者は次に掲げる業務を行う。（第5条第1項）

(ア) 北公民館の事業の実施に関する業務

(イ) 北公民館の利用の許可その他の北公民館の利用に関する業務

(ウ) 北公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 前3号に掲げるもののほか、北公民館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

ウ 開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。（第6条第2項）

エ 公民館を利用しようとする者（北公民館の利用に係るものに限る。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。（第8条第1項）

オ 利用の許可を受けた者（北公民館の利用に係るものに限る。）は、北公民館の利用に係る料金（利用料金）を指定管理者に支払わなければならない。（第13条第1項）

カ 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、条例に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。（第13条第2項）

キ 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を

受けて定める。(第13条第3項)

ク 市長は指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。(第13条第4項)

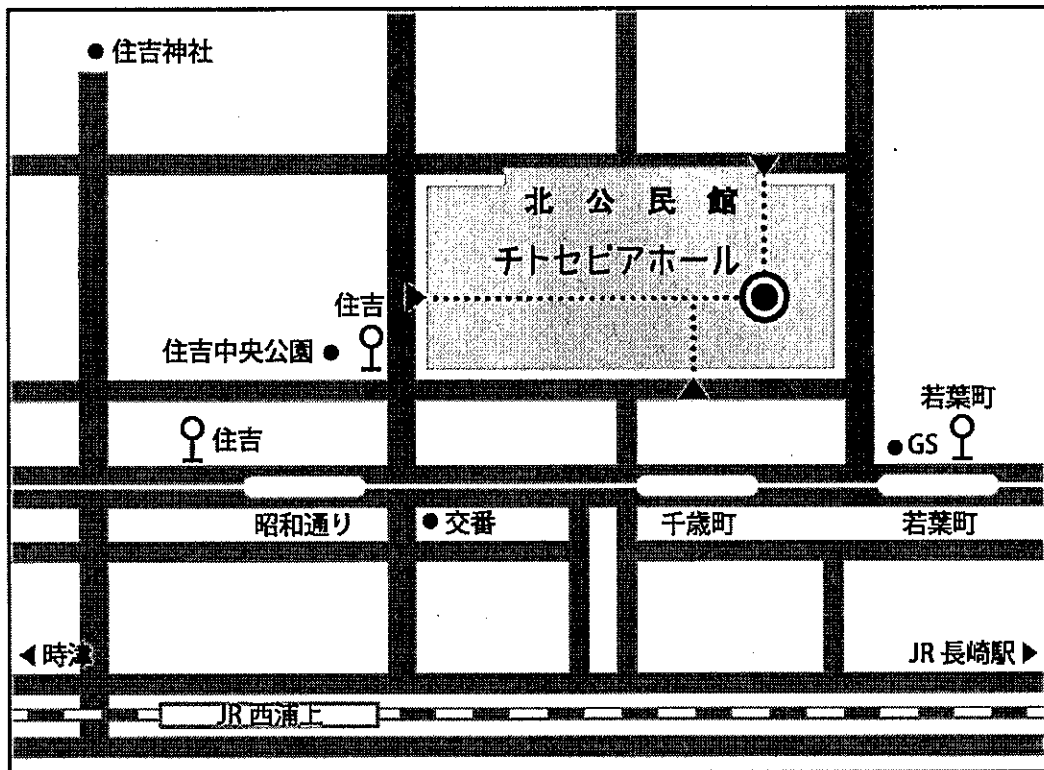
ケ 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。(第14条)

コ 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、管理の業務を自ら行う。(第23条第1項)

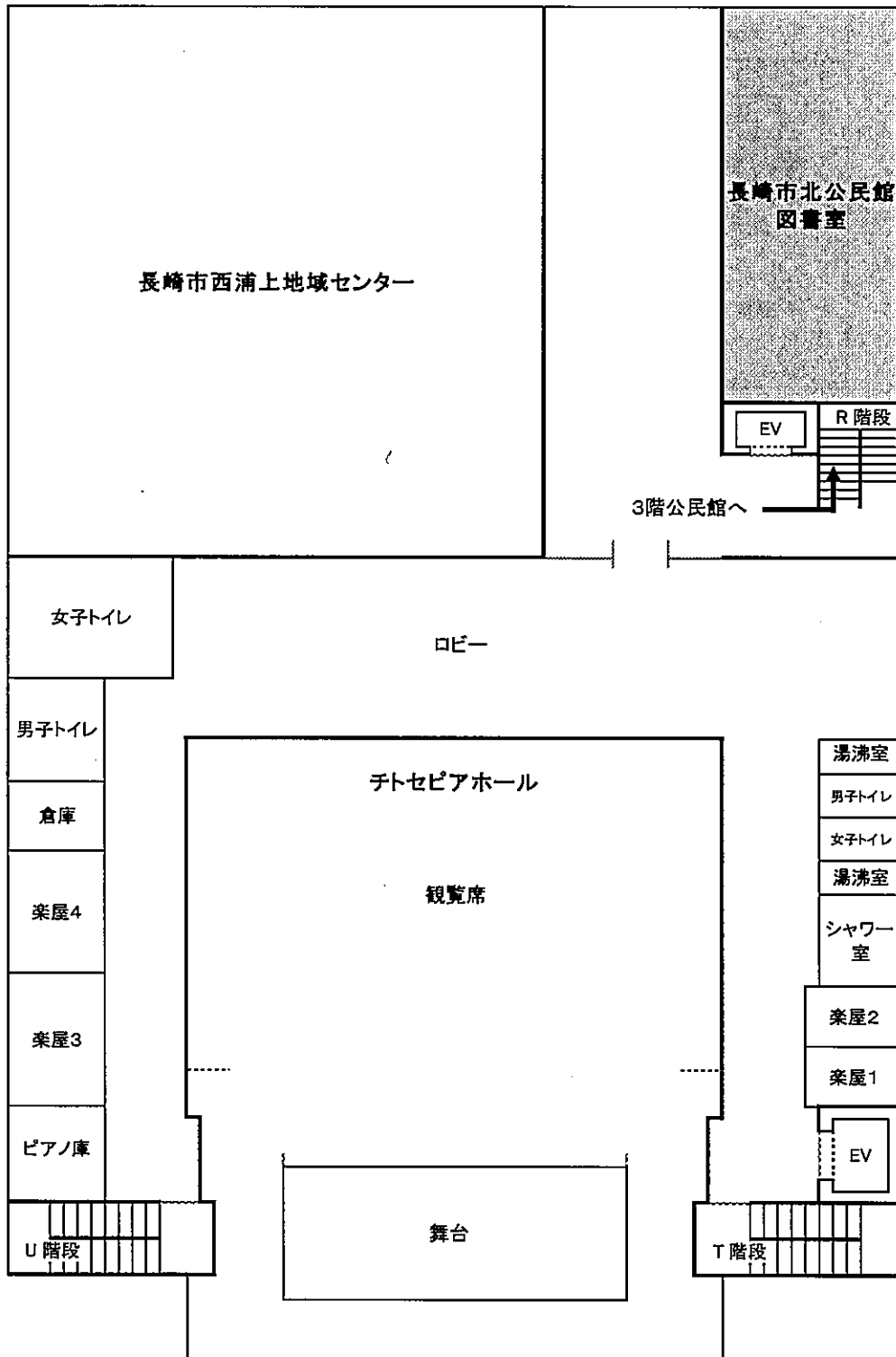
(3) 施行期日 令和2年4月1日

2 施設の概要

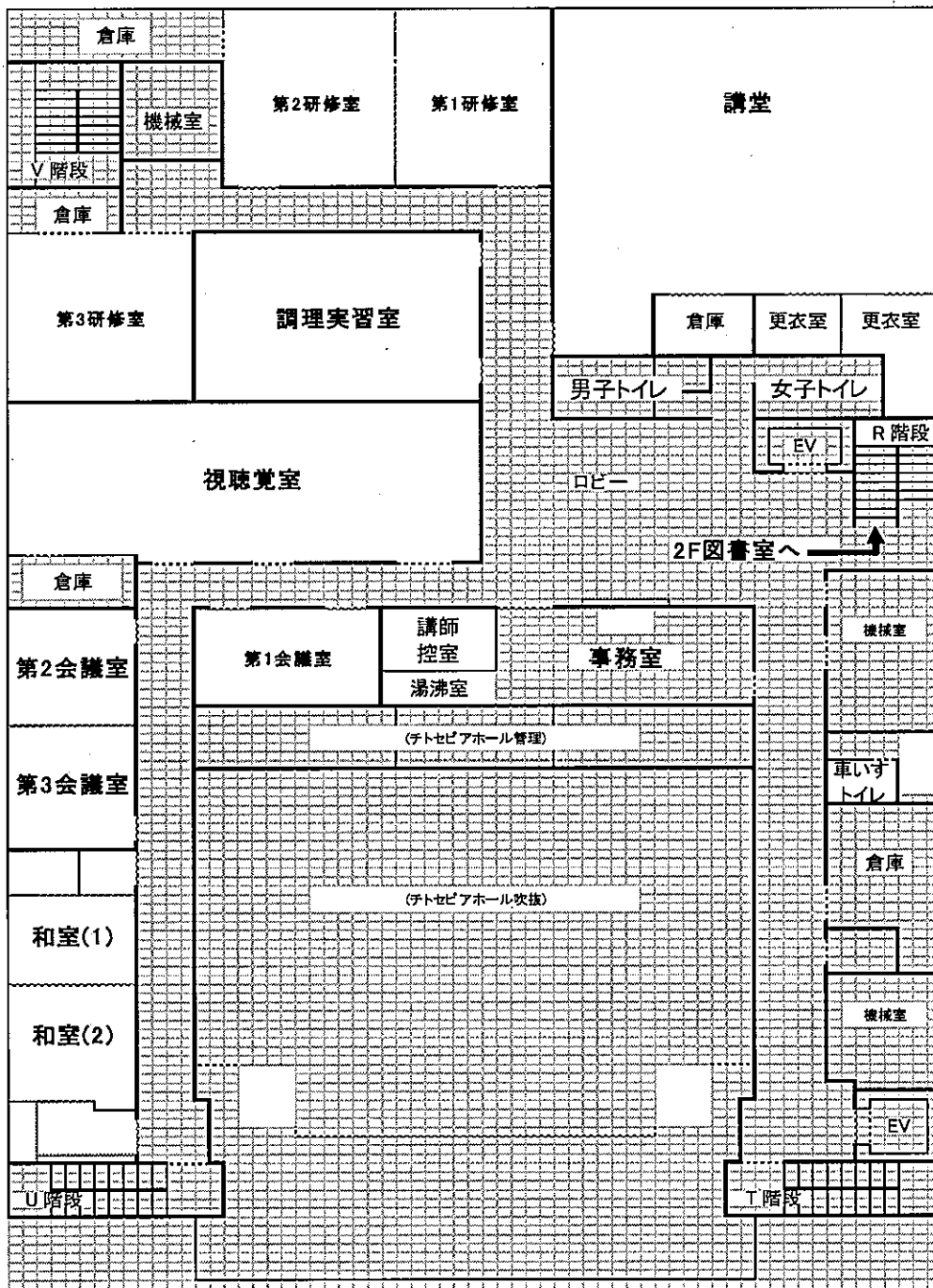
(1) 位置図



(2) 平面図
2階



3階



(3) 名 称 長崎市北公民館

(4) 所 在 地 長崎市千歳町5番1号

(5) 設置年月日 平成3年10月28日

(6) 設置目的 社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(7) 主な施設内容

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
延床面積	1,667.12 m ²	
施設内容	2階	図書室
	3階	研修室(3)・会議室(3)・視聴覚室(1)・講堂(1)・調理実習室(1)・和室(2)計11室

(8) 開館時間 午前9時～午後5時

(9) 休館日 日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで

(10) 使用料 (※令和元年10月1日以降)

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	1	691	942	942	1,633	1,884	2,575
	2	691	942	942	1,633	1,884	2,575
	3	691	942	942	1,633	1,884	2,575
会議室	1	471	586	586	1,057	1,172	1,643
	2	471	586	586	1,057	1,172	1,643
	3	471	586	586	1,057	1,172	1,643
講堂		2,095	2,797	2,797	4,892	5,594	7,689
視聴覚室		2,147	2,870	2,870	5,017	5,740	7,887
和室	1	586	712	712	1,298	1,424	2,010
	2	586	712	712	1,298	1,424	2,010
調理実習室		1,005	1,340	1,340	2,345	2,680	3,685

(11) 利用状況 (H27～H30)

項 目		27年度	28年度	29年度	30年度
利 用 人 数	講座・公民館まつり等	14,958	15,119	12,913	12,705
	図書室利用	96,483	95,602	89,437	91,457
	貸館(学習グループ等)	52,485	52,069	53,358	56,648
	合 計	163,926	162,790	155,708	160,810
室稼働率(%)		57.9	57.0	56.7	58.3
主催講座数		64	88	89	89

(12) 収支状況 (H27～H30)

単位：千円

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
歳 入(北公民館使用料)	3,074	3,081	3,090	3,399
歳 出	50,413	49,653	49,682	49,906
(歳出のうち北公民館管理経費)	(33,642)	(33,791)	(33,880)	(33,707)
(歳出のうちトセピアホール負担金)	(16,771)	(15,862)	(15,802)	(16,199)

3 指定管理者制度導入について

(1) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)

(2) 選定方法 公募

(3) 利用料金制 適用する

(4) 開館時間及び休館日の承認上の基準

開館時間：午前9時から午後9時までの時間帯を含む1日12時間以上


休館日：12月29日から翌年1月3日まで

指定管理者制度導入にあたって、北公民館は市民が気軽に集まりやすい環境にあるため、夜間や日曜開催の講座や図書室利用など、より市民の多様なニーズに対応できるよう開館時間及び休館日の見直しを行う。(※長崎市公民館条例施行規則改正予定)

(5) そ の 他

長崎市トセピアホールを併せた2施設を一体的に運営することで事務の効率化が図られるため、2施設をグループ化して公募する。

4 指定管理者制度導入までのスケジュール

年月	市議会	内 容	
令和元年 6 月	6 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> ・ 条例改正議案審査 ・ 補正予算（指定管理者候補者選定審査会費）議案審査	
令和元年 7 月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div>  ・ 公募締切	
令和元年 8 月			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div>
令和元年 10 月			・ 審査及び候補団体の決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div>
令和元年 11 月	11 月議会	・ 指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> ・ 補正予算議案審査	

5 長崎市公民館条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市公民館条例</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 公民館に次の職員を置く。</p> <p>館長 1人</p> <p>主事 若干人</p> <p>その他の職員 若干人</p>	<p>○長崎市公民館条例</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第6条第1項及び第11条第1項において同じ。）に次の職員を置く。</p> <p>館長 1人</p> <p>主事 若干人</p> <p>その他の職員 若干人</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第4条 教育委員会は、北公民館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p><u>2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</u></p> <p><u>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 北公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 北公民館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p><u>(1) 北公民館の事業の実施に関する業務</u></p>

(入館の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 公民館の管理上支障があると認められる者
- (4) その他教育委員会が適当でないと認める者

(利用の許可等)

第5条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公民館の管理上支障があるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めると

(2) 北公民館の利用の許可その他の北公民館の利用に関する業務

(3) 北公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、北公民館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 公民館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

2 北公民館の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

3 前項の承認の基準は、北公民館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 公民館の管理上支障があると認められる者
- (4) その他教育委員会が適当でないと認める者

(利用の許可等)

第8条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会(北公民館にあつては、指定管理者。第9条及び第15条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公民館の管理上支障があるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

き。

- 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前条第1項の利用の許可について条件を付することができる。

(損害の賠償)

第7条 公民館の建物、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 公民館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。
- 3 既納の利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があるとき、使用料を減免することができる。

(利用許可の取消し等)

- 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前条第1項の利用の許可について条件を付することができる。

(損害の賠償)

第10条 公民館の建物、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第11条 公民館の使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。
- 3 既納の利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があるとき、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第13条 利用の許可を受けた者（北公民館の利用に係るものに限る。）は、北公民館の利用に係る料金（「以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(公民館運営審議会の設置)

第11条 法第29条第1項の規定に基づき、第2条に規定する公民館及び長崎市民会館条例(平成27年長崎市条例第1号)第2条第2号に規定する長崎市中央公民館の事業の企画実施の調査審議のため、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第12条 審議会の委員の定数は、10人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(公民館運営審議会の設置)

第16条 法第29条第1項の規定に基づき、第2条に規定する公民館及び長崎市民会館条例(平成27年長崎市条例第1号)第2条第2号に規定する長崎市中央公民館の事業の企画実施の調査審議のため、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第17条 審議会の委員の定数は、10人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第16条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第21条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(教育委員会による管理)

第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合における第3条、第6条第1項及び第2項、第8条第1項、第13条第1項及び第3項、第14条、第15条第2項並びに別表第2の規定の適用については、第3条中「公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第6条第1項及び第11条第1項において同じ。）」とあるのは「公民館」と、第6条第1項中「公民館」とあるのは「公民館（長崎市北公民館（以下「北公民館」という。）を除く。第11条第1項において同じ。）」と、同条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第8条第1項中「教育委員会（北公民館にあっては、指定管理者。第9条及び第15条第1項におい

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、
教育委員会規則で定める。

別表 (第8条関係) (略)

て同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、第13条第1項中「北公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」とあるのは「市長が定める」とし、第6条第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、
教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の長崎市公民館条例の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、改正後の長崎市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 北公民館に係る指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表第1 (第11条関係) (略)

別表第2 (第13条関係)

北公民館の利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		から正午まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで
研修室	1	円 691	円 942	円 942	円 1,633	円 1,884	円 2,575
	2	691	942	942	1,633	1,884	2,575
	3	691	942	942	1,633	1,884	2,575
会議室	1	471	586	586	1,057	1,172	1,643
	2	471	586	586	1,057	1,172	1,643
	3	471	586	586	1,057	1,172	1,643
講堂		2,095	2,797	2,797	4,892	5,594	7,689
視聴覚室		2,147	2,870	2,870	5,017	5,740	7,887
和室	1	586	712	712	1,298	1,424	2,010
	2	586	712	712	1,298	1,424	2,010
調理実習室		1,005	1,340	1,340	2,345	2,680	3,685

備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

参考資料

長崎市北公民館と長崎市チトセピアホールとの一体的な管理について

北公民館が新規で指定管理者制度を導入するにあたり、現在、2階のチトセピアホールはすでに指定管理者制度を導入済みであり、令和2年4月に指定管理者の更新時期を迎えることから、同じ建物の内の2施設をグループ化し、一体的に管理を行う指定管理者を公募することとしたい。

一体的な管理を行うことで、講座内容の充実やホールでの公演と公民館講座の連携による利用者の増加が期待されるとともにスタッフの効率的な配置による経費削減が見込まれる。

1 指定管理者制度導入の方針

施設名	根拠条例	選定区分	利用料金制	指定期間
長崎市北公民館	長崎市公民館条例	公募 (グループ化)	適用	5年
長崎市チトセピアホール	長崎市チトセピアホール条例			

2 経費比較 (試算)

(1) 北公民館

単位：千円

項目	指定管理者制度導入時		<参考> 直営で運営
	ホールとの 一体的管理	公民館個別管理	
収入 北公民館使用料 (A)	4,443	4,443	4,443
支出 北公民館管理経費 (B)	38,322	39,752	41,577
指定管理委託料 (B-A)	① 33,879	② 35,309	37,134

$$\text{②} - \text{①} = \blacktriangle 1,430 \text{ 千円} \dots \text{③}$$

(2) チトセピアホール

単位：千円

項目	公民館との 一体的管理	チトセピアホ ール個別管理
収入 チトセピアホール使用料 (A)	13,750	13,750
支出 チトセピアホール経費 (B)	26,534	27,050
指定管理委託料 (B-A)	① 12,784	② 13,300

$$\text{②} - \text{①} = \blacktriangle 516 \text{ 千円} \dots \text{④}$$

北公民館とチトセピアホールを一体的管理を行うことでの効果 (③+④) $\blacktriangle 1,946$ 千円